

佐伯市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、佐伯市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例（令和3年佐伯市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事前協議の手続）

第2条 条例第10条第1項の規定による協議は、再生可能エネルギー発電事業事前協議書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- （1）位置図
- （2）土地利用計画図
- （3）計画縦横断面図
- （4）排水施設構造図
- （5）地籍図（公図）の写し
- （6）工作物設計図（平面図、立面図及び断面図）
- （7）現況写真
- （8）その他市長が必要と認める書類

（地域住民等への説明）

第3条 条例第11条第3項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電事業説明会等報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- （1）周知の方法
- （2）周知に使用し、又は配布した図書の写し
- （3）周知を行った地域の範囲を示した図面
- （4）周知のために説明会を開催した場合にあっては、次に掲げるもの
  - ア 説明会の日時、場所及び参加者数
  - イ 説明会で配布した資料及び説明事項
  - ウ 地域住民等からの意見及び事業者の対応方針
  - エ 説明会を開催した状況を確認することができる写真
  - オ 説明会に出席した者の名簿の写し
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事業計画書の縦覧）

第4条 条例第12条第1項の規定による縦覧は、次に掲げる場所のうち、縦覧する者が参集しやすい場所で行うものとする。

- （1）事業者の事務所
- （2）佐伯市役所本庁舎その他の市が所有する施設
- （3）前2号に掲げるもののほか、事業者が利用することができる施設

2 条例第12条第2項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電事業計画書縦覧報告書（様式第3号）により行うものとする。

(届出)

第5条 条例第13条の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業計画届出書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第5号）
- (2) 法人の登記簿謄本（事業者が法人の場合に限る。）
- (3) 位置図
- (4) 地籍図（公図）の写し
- (5) 登記事項要約書の写し（届出の日から3か月以内の日付のもの。）
- (6) 求積図
- (7) 土地利用計画平面図
- (8) 土地利用計画縦横断面図
- (9) 各種構造図
- (10) 流量計算書
- (11) 排水施設等構造図
- (12) 現況写真
- (13) 工事工程表
- (14) その他市長が必要と認める書類

(協定の締結等)

第6条 条例第14条第1項の協定（条例第15条第2項の規定により新たに再生可能エネルギー発電事業を行おうとする事業者と締結するものを含む。）は、再生可能エネルギー発電事業に関する協定書（様式第6号）により行うものとする。

2 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、事業者と前項の協定を締結するものとする。

- (1) 関係法令等の規定による許認可を受けているとき。
- (2) 地域住民との協議が、十分に行われていると市長が認めるとき。

(事業の変更等)

第7条 条例第15条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業の内容の変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 変更内容の説明資料
- (2) 事業計画書（様式第5号）
- (3) 設計図等

2 条例第15条第2項の規定による事業者の変更の届出は、事業者変更届出書（様式第8号）に法人の登記簿謄本（事業者が法人の場合に限る。）その他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(工事完了の届出)

第8条 条例第16条の規定による届出は、工事完了届出書（様式第9号）に現況写真その他市長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

(事業の廃止等)

第9条 条例第17条第1項の規定による届出は、廃止の30日前までに、再生可能エネルギー発電

事業廃止届出書（様式第 10 号）及び撤去及び処分に関する計画書（様式第 11 号）を提出することにより行うものとする。

2 条例第 17 条第 2 項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電施設の処分の完了後 30 日以内に、撤去完了届出書（様式第 12 号）を提出することにより行うものとする。

（身分証明書）

第 10 条 条例第 18 条第 2 項の規則で定める証明書は、身分証明書（様式第 13 号）とする。

（指導、助言及び勧告）

第 11 条 条例第 19 条第 1 項の規定による指導又は助言は、指導・助言通知書（様式第 14 号）により行うものとする。

2 条例第 19 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 15 号）により行うものとする。

3 条例第 19 条第 3 項の規定による報告は、是正措置報告書（様式第 16 号）により行うものとする。

（公表）

第 12 条 条例第 20 条第 1 項の規定による公表は、佐伯市公告式規則（平成 17 年佐伯市規則第 2 号）の例により行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、市の広報誌への掲載その他の方法により公表することができるものとする。

3 条例第 20 条第 2 項の規定による通知は、公表予定通知書（様式第 17 号）により行うものとする。

（その他）

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 年 月 日以後に再生可能エネルギー発電施設の工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用する。

様式

（省略）